

住宅用火災警報器



設置・点検 してください!!!

住宅用火災警報器って？

住宅用火災警報器（以下「住警器」）は住宅における火災を早期発見し、警報を発して知らせるものです。現在、消防法で設置が義務づけられています。



どこに付けたらいいの？

佐世保市消防局管内では「寝室」、「階段」等に設置義務があります。また「台所」も火を扱う機会が多く、設置をオススメしています。



設置場所は・・・

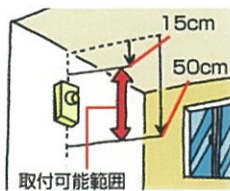
- すべての寝室
- 寝室のある階により階段
- そのほか、住宅の形態等により設置の状況が異なります

● 取付けが義務付けられている所

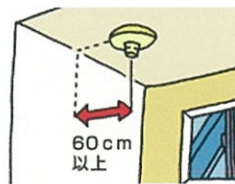
● 取付けをおすすめする所

設置位置は・・・

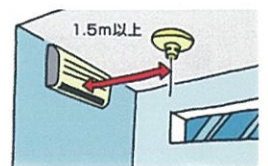
壁に設置



天井に設置



エアコン換気扇から



付けてて良かった！住警器！

消防局管内でも火災を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えた事例があります。

事例 ①

深夜の高齢者宅、住警器の警報音で別室の火災に気づき、屋外へ避難できた。

→ 就寝中の高齢者宅の火災は、発見の遅れから死者の発生が想定されます。

事例 ②

隣の家の住警器の警報音に気づき、近くの住民と協力して通報・初期消火を行った。出火建物の住民は外出中だったが、座布団と畳の一部を焦がしただけで火を消し止めた。

→ 出火建物の住民は外出中であつたため、発見の遅れから全焼火災となることが想定されます。

維持・管理しましょう！

定期的な点検・清掃を行い、維持管理に努めましょう。住警器も電池切れ・故障により作動しなくなる日がきます。

使用期限は約10年！**交換期限がきたら、電池だけでなく本体ごと交換**しましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

- 定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。



交換期限がきたらとりかえる!! **注) 電池だけでなく本体ごと**

手入れをしましょう！

住警器にほこり等がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。乾いた布等でふき取りましょう。



その他

住警器は火災の煙以外にも、湯気やほこりなどを感知してしまうことがあります。

火事ではないのに、住警器が鳴ったら・・・

- 火災でないことを確認して、音を止めます。
→ひもを引くかボタンを押すと、警報音が止まります。
- 住警器を購入する際は、右図のマークがついたものを購入しましょう。



佐世保市消防局では、設置された世帯に『設置済ラベル』の貼付をお願いしております。ラベルをお持ちでない方は、下記へご連絡ください。

消防署で住警器を販売・斡旋することはありません。ご注意下さい。

<お問合せ先>

佐世保市消防局 予防課 広報係
電話 0956-23-2539

